

福島地裁いわき支部に提訴した二つの原発公害訴訟 公正判決要請署名に協力をお願いします。

ふるさとをかえせ・福島原発避難者訴訟

この訴訟は、福島第一原発事故周辺地域に居住していて、避難を強制された被害者たちが、東京電力株式会社を被告として提訴した集団訴訟です。

原告たちは、ふるさと(地域コミュニティ)を破壊され、従来の生活と人生をその基盤ごと根こそぎ奪われました。

このように福島第一原発事故は、これまでの公害被害に例を見ない深刻で広汎かつ継続的な被害を生み出しています。

私たちは、全ての原発公害被害者の生活再建と人生の再出発を行なうために必要な完全賠償と原状回復が図られるべきであると考え、その実現のために不可欠な司法判断を求めて裁判を提起しました。従って、この訴訟の判決は、単に原告たちのみの権利救済でなく、全ての原発避難者の正当な権利救済を実現するのに大きな役割を果たすこととなります。

どれだけの人たちが訴えているの？

原告たちのふるさと: 広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、南相馬市、川俣町

2012年12月 3日	第1次提訴	原告	39名	
2013年 7月17日	第2次提訴	原告	178名	
2013年12月26日	第3次提訴	原告	137名	
2014年 5月21日	第4次提訴	原告	119名	
2015年 2月18日	第5次提訴	原告	113名	合計:586名

元の生活をかえせ・原発被害いわき市民訴訟

この訴訟は、いわき市民が原告となり、国と東京電力株式会社を被告とする集団訴訟です。

いわき市民は、原発事故によって豊かな自然の恵みを奪われ、現在もお低線量被ばく問題に向き合いながらの生活を強いられています。いわき市の子ども達は、自由に外で遊び回ることができなくなりました。こうした子どもたちに対して、生涯にわたる健康管理を含め適切な支援策を講ずるのが、原発公害に責任を負う国と東電の責務ではないでしょうか。

原発被害は、金銭賠償のみでは解決できません。恒久的な被害回復のための積極的な政策の確立が必要です。私達の子孫、未来の子ども達に、自然豊かないわきを残すためには、傷ついた地域の回復に必要な措置を求め続けなければなりません。適正な金銭賠償とともに、3.11以前に市民が享受していた「生活の質」を回復するための適切な措置が行われなければなりません。

いわき市民訴訟は、全市民そして全県民の要求を代表し、こうした政策の確立を求め、国と東電の法的責任を追及することを目的として提訴しました。

どれだけの人たちが訴えているの？

原告たちのふるさと: いわき市

2013年 3月11日	第1次提訴	原告	822名	
2013年11月21日	第2次提訴	原告	571名	
2014年11月12日	第3次提訴	原告	181名	合計: 1,574名

ふるさとをかえせ・福島原発避難者訴訟原告団

<福島原発被害弁護団・東京本部>
〒110-0015 東京都台東区東上野3丁目28-4
東上野スカイハイツ504号
TEL 03-5812-4671 FAX 03-5812-4679
<ホーム・ページ : <http://www.kanzen-baisho.com/>>

元の生活をかえせ・原発被害いわき市民訴訟原告団

<福島原発被害弁護団・いわき現地事務所>
〒970-8026 福島県いわき市八幡小路66-9
広田法律事務所
TEL 0246-24-2340 FAX 0246-24-2342

福島原発被害弁護団

<ふるさとをかえせ・福島原発避難者訴訟原告団>
<元の生活をかえせ・原発被害いわき市民訴訟原告団>
<原発事故の完全賠償をさせる会>
〒973-8402 いわき市内郷御厩町三丁目101いわき教育会館内
TEL 0246-27-3322 FAX 0246-68-6771

署名
集約先